

# 家族介護支援事業



坂出市福祉事務所 かいご課

# 在宅ねたきり高齢者紙おむつ給付事業

## 1 紙おむつ給付事業とは

家庭において、おむつを必要とするねたきりや認知症の高齢者のかたに紙おむつを給付して、その生活を支援し、また、介護するかたの援助をするものです。

## 2 対象となるかた

次の条件をすべて満たすかた

- ① 坂出市内に居住している在宅の40歳以上のかた
- ② 介護保険の要介護認定が要介護3以上のかた
- ③ 常時おむつを必要とするかた

※ 介護保険の要介護認定が要介護2以下の場合でも、重度身体障がい者のかたで対象となる場合もあります。詳しくは、ふくし課障がい福祉係にご相談ください。

## 3 紙おむつの種類

フラット・尿とりパッド・リハビリパンツ・テープ止めの4種類です。枚数は種類により異なります。

## 4 紙おむつの配布方法

申請された月の翌月から、毎月民生児童委員によって配布されます。

## 5 手続きの方法

申請書（ホームページまたはかいご課にあります）に必要事項を記入のうえ、地区の担当民生児童委員に証明してもらい、かいご課に申請してください。

# 在宅ねたきり高齢者介護慰労金支給事業

## 1 介護慰労金支給事業とは

家庭において、在宅のねたきり等高齢者を常時介護している介護者に対して、介護慰労金を支給することにより、介護者の日常生活の負担軽減を図るものです。

## 2 対象となるかた

次のどちらの条件も満たすかたを常時介護している介護者

- ① 坂出市内に引き続き1年以上居住している在宅の40歳以上のかた
- ② 介護保険の要介護認定が要介護4以上のかた

※ 介護保険の要介護認定が要介護3以下の場合でも、重度身体障がい者のかたで対象となる場合もあります。詳しくは、ふくし課障がい福祉係にご相談ください。

## 3 介護慰労金の金額

月 額：5,000円

一時見舞金：毎年9月1日および3月1日において支給の対象となるかたには、一時見舞金として介護慰労金支給時にそれぞれ5,000円が加算されます。

## 4 介護慰労金の支給について

毎年10月およびその翌年の4月に、それぞれ前月分までの介護慰労金を介護者に支給します。

ただし、介護慰労金の支給は申請された月の翌月からの支給となり、期間の途中において始まり、または終わる場合は、月割りにより計算した額となります。

## 5 手続きの方法

申請書（ホームページまたはかいご課にあります）に必要事項を記入のうえ、地区の担当民生児童委員に証明してもらい、かいご課に申請してください。

# 寝具乾燥消毒サービス事業

## 1 寝具乾燥消毒サービス事業とは

寝具等の衛生管理が困難な高齢者に対して、寝具の水洗いおよび乾燥消毒等のサービスを提供するものです。

## 2 対象となるかた

次の条件のどちらも満たすかた

- ① 坂出市内に居住する65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみで暮らしているかた
- ② 介護保険における認定において要介護または要支援と認定されたかた

## 3 利用回数

年6回（水洗い2回・乾燥消毒4回）

1年分の利用券をまとめて交付します。

ただし、年度の途中で申請を出されたかたは、申請された月の翌月から月割りにより相当枚数の利用券を交付することになります。

## 4 利用方法

申請された月の翌月から、委託事業者に各自で電話連絡をし、利用券と寝具を渡してください。（代わりの寝具は貸してくれます。）

## 5 費用について

自己負担はありません。

## 6 手続きの方法

申請書（ホームページまたはかいご課にあります）に必要事項を記入のうえ、地区の担当民生児童委員に証明をしてもらい、かいご課に申請してください。

以下のような場合は、対象外となります。かいご課までご連絡ください。

●紙おむつ・慰労金・寝具乾燥事業の対象者が、

市外へ転出したとき

施設へ入所したとき（ケアハウス・有料老人ホーム等も含む）

3か月を超えて、入院したとき

3か月を超えて、短期入所（ショートステイ）を月に20日以上利用したとき

3か月を超えて、小規模多機能型居宅介護の泊まりを月に20日以上利用したとき

介護認定の有効期限が切れたとき（更新しなかったとき）

【紙おむつ】… 介護認定が、「要介護2」以下となったとき ※

【慰労金】…… 介護認定が、「要介護3」以下となったとき ※

※重度身体障がい者のかたで対象となる場合もあります。

ふくし課障がい福祉係（TEL：44-5007）にご相談ください。

●慰労金の受給権者（介護者）が、

介護ができる状態ではなくなったとき

市外へ転出したとき

施設へ入所したとき（ケアハウス・有料老人ホーム等も含む）

3か月を超えて、入院したとき

3か月を超えて、短期入所（ショートステイ）を月に20日以上利用したとき

3か月を超えて、小規模多機能型居宅介護の泊まりを月に20日以上利用したとき

お問い合わせ先

坂出市福祉事務所かいご課

介護保険係

TEL 44-5090